

はじめに

いよいよ「東京二〇二〇オリンピック・パラリンピック」の開催が二年後に迫ってきた。両大会を成功させるために大会組織委員会、東京都、日本オリンピック委員会（JOC）、日本パラリンピック委員会（JPC）、国際オリンピック委員会（IOC）、国際パラリンピック委員会（IPC）等、大会開催に関わるすべての関係者が日々奮闘されていることと思う。大会が成功することを願っている。

IOCは二〇〇二年の総会において、「オリンピック憲章」に「レガシー（LEGACY）」という言葉を初めて追加し、その後、二〇一二年オリンピック・パラリンピック競技大会への立候補と件として「レガシー」計画の提案を強く求めた。そして二〇一三年には、「レガシー」の概念を明確にした「OLYMPIC LEGACY」を発表した。

それら一連の「レガシー」概念の導入と発表の背後には、IOCが抱く大きな危機感があった。大会開催都市を巡る度重なるIOC委員への贈収賄事件の発生とIOC総体に対する不信感の高まり、大会施設の建設、維持費等による開催都市住民への巨額かつ長期的な債務問題の発生と住民投票での開催案否決、激しい大会不要運動等が相次いで発生したからである。これらの動きに対してIOCは、オリンピック競技大会の開催は有形無形の総合的なオリンピック・ムーブメン

トの中のひとつである」と強調し、オリンピック・ムーブメントは尊厳の尊重、若者の教育、世界平和のために極めて有効である、それゆえ今後何としてでも持続させるべきムーブメントである、その論理を正当化するために「レガシー」という概念を最前面に押し出し自らの存在理由を再強化し、諸々の批判をかわそうとしたとも言える。

だが本書では、IOCならびに大会組織委員会の「レガシー」計画に関する詳細な検討は行わない。なぜなら現在発表されている多くの「レガシー」計画は、オリンピック競技大会あるいは「東京二〇二〇オリンピック」の開催を、「開催すべき最高善の大会」ととらえ、ただ大会誘致と成功のみを目的として創られた計画だからである。オリンピック競技大会開催の是非を根源的に省察していない計画をいくら検討しても二次的な査定に留まるだけであり、多くの優秀な研究者達によって創られたオリジナルの計画レベルを超え、彼らに何らかのフィードバックをもたらず有効な考察を提供することができないからである。

本書が目論むことは、オリンピック競技大会開催を含めたオリンピック・ムーブメントの今後の「望ましき在り方」、「より善き在り方」を考察すること、大会やムーブメントそのものの未来における必要性を問い、思考し続けることである。この継続的な思考運動こそが、オリンピックの「レガシー」、すなわち「継続的に好ましい効果を与える事象」だと提案することである。しかしこのことを提案する前に、どうしても解決しなければならぬ問題が横たわっている。

それはオリンピック・ムーブメントの根本的構成要素であり、「オリンピック憲章」にも規定

されている「スポーツ概念」、すなわち「スポーツとはなにか」という問いに対する現在のな解を得ることである。この問いに対する明確な解を得なければ、オリンピック・ムーブメントの「望ましき在り方」、「より善き在り方」の解を得ることは困難だと考える。よって本書では、「スポーツとはなにか」を根源的に考察し、あらたなスポーツ概念を構築することを主目的とする。そしてまず、あらたなスポーツ概念を考察し、次に「スポーツといかにより善く関わるのか」という問いの最適解を発見する。この二つの問いに対する最適解を発見することが、オリンピック・ムーブメント、あるいはオリンピック競技大会開催にあたっての「レガシー」考察を基礎づけ、その考察を可能にする。

同時に、二つの問いに対する最適解がオープンな場で公正、公平に討議され、その結果、誰もが納得する解が構築され、その後拡く共有されれば、競技関係者達（競技者、競技指導者、競技協会・連盟等）こそがスポーツの中心であり、競技関係者達のみがすべての面において最優先される（ファーストである）、何をしてでも許容されるべき存在だとの傲慢な思考を完全に崩壊させることに繋がるかもしれない。また例えば、「競技指導者は、すべての面において競技者より上位の存在であり、競技者は競技指導者の言動をすべて受け入れるべき」というような競技指導者と競技者の非対称的な上下関係を恣意的に構築した上で、今なお繰り返され続けるパワハラ、セクハラ等のさまざまなハラスメント、体罰、暴力事件等の軽減に役立つかもしれない。それら非常に現実的で、特に若年層を中心に誰もが日常的に経験しうる身近な問題の軽減と解決こそが、

オリンピック競技大会開催を機に解決されるべき最優先の課題だと考える。

筆者は大学の哲学科を卒業後、出版社、広告会社を経て、その後約一五年間、Jクラブ「東京ヴェルディ」、「湘南ベルマーレ」、「FCバルセロナ」等、国内外一四のプロサッカークラブのマーケティング、経営業務に関与し、競技者としてボクシングをしながら、大学においてスポーツ哲学の研究・教育活動に携わってきた。そしてその間、卓越したスポーツマーケティング研究者であった、故広瀬一郎さんから投げかけられた「スポーツとはなにか」という問いに対する最適解を約二五年間探し続け、今年一月、修士論文をまとめ提出した。本書は、その修士論文に加筆、再構成した書である。

「スポーツとはなにか」、「スポーツといかにより善く関わるのか」、この二つの問いに対する現時点での最適解を開陳し、みなさまからのご批判をもとに、「他者」を排除しない対話を積み重ね、それが「レガシー」へと繋がっていければ幸いである。

本書では、まず第1章においてIOC、大会組織委員会を中心とした「東京二〇二〇オリンピック」の「レガシー」計画を検証し、第2章において近代オリンピックの成立を含むスポーツ全体の歴史とスポーツ概念の歴史を概観する。それらの基礎的検証を経て、第3章において、「スポーツとはなにか」という問いに対する最適解、あらたなスポーツ概念を仮説的に再提示する。その概念の正当性（理にかなっていること）と正統性（継承された正しさ）を、第4章のUK、USA、日本の三か国のプロサッカークラブの株主達の出資目的によって証明し、「スポーツと

いかにより善く関わるのか」の最適解を提示すると同時に、オリンピック競技大会開催を巡る思考の方向づけをする。どうか本書を最後までご査読いただけることを切に願う。

二〇一八年六月

島田 哲夫

スポーツ哲学入門——オリンピックク・レガシーのために 目次

はじめに

第1章 ヌレガシーの概観

第1節 「オリンピック憲章」とはなにか 3

第2節 ヌレガシーの計画の概観 10

第3節 仮説としての、あらたなスポーツ概念の提示 15

第2章 人々とスポーツとの関わり方の歴史的検証

第1節 「近代スポーツ」の検討——ヨーロッパにおけるスポーツの歴史の概観 32

第2節 ヨーロッパ「古代」のスポーツの概観 35

第1項 「古代」の概観 35

第2項 「古代」のスポーツ 38

第3節 ヨーロッパ「中世」のスポーツの概観 41

第1項 「中世」の概観 41

第2項 「中世」のスポーツ 46

第4節 近代のスポーツ概念の検討 49

第1項 「近代」の概観 49

第2項 UKにおける「近代スポーツ」 55

第3項 USAにおける「近代スポーツ」 64

第4項 近代のスポーツ概念の検討 70

第5節 現代のスポーツ概念の検討 72

第3章 あらたなスポーツ概念の再提示

第1節 スポーツと「他者」 84

第2節 スポーツと「欲働」 89

第3節 スポーツと「公共性」 94

第4節 スポーツと「尊厳」 95

第5節 スポーツと「倫理」 97

第6節 あらたなスポーツ概念の再提示

第4章 プロサッカークラブの株主達の出資目的

- 第1節 プロスポーツビジネスの定義 106
- 第2節 UK、USAのプロサッカークラブの株主達を考察の対象とする事由 114
- 第1項 プロサッカークラブへの出資目的 114
- 第2項 UK、USAのプロサッカークラブの株主達の「欲働」を考察の対象とする事由 116
- 第3節 シティ・フットボール・ジャパン(株) 利重代表へのインタビュー 119
- 第1項 UK「プレミアリーグ」の発展史 119
- 第2項 シティ・フットボール・ジャパン(株) 利重代表へのインタビュー 131
- 第4節 BLUE UNITED Co. 中村代表へのインタビュー 155
- 第1項 USAにおけるプロスポーツの発展史 155
- 第2項 BLUE UNITED Co. 中村代表へのインタビュー 169
- 第5節 日本におけるプロサッカークラブの株主の状況 179
- 第6節 プロサッカークラブの株主達の出資目的 187
- 第7節 今後のオリンピック競技大会の開催に関して 193
- 第8節 むすび 198

あとがき

参考文献

202 201

第1章 レガシーの概観

第1節 「オリンピック憲章」とはなにか

みなさんは、「オリンピック憲章」(OLYMPIC CHARTER。以下、憲章と略す⁽¹⁾)をご存知だろうか。この憲章は、植民地支配を巡るヨーロッパ帝国主義国家間の覇権争いでもあった第一次世界大戦開戦の二〇年前、一八九四年にフランス人のピエール・ド・クーベルタン(Pierre de Coubertin)の主導によってIOC(International Olympic Committee。国際オリンピック委員会)が設立され、その約三〇年後、一九二五年のIOC総会で制定された憲章であり、ここ最近の五年間では毎年改正されている。

この憲章の第1章2「IOCの使命と役割」14に、「レガシー」という言葉が登場する。そこには、「オリンピックの有益な『レガシー』を、開催国と開催都市が引き継ぐよう奨励する」(to promote a positive legacy from the Olympic Games to the host cities and host countries)と書かれている。

この憲章は全6章から構成されており、オリンピズムの憲法的な性格を持つ基本的な法律文書であるが、各章とも簡潔に書かれており読みやすい。ご一読されることを是非お勧めしたい。憲章を読み進める中で、第1章8五つの輪のオリンピック・シンボル、9オリンピック・シンボル旗、そして10において、「より速く、より高く、より強く」(Citius-Altius-Fortius《筆者註。ラ

テン語。キティウス―アルティウス―フォルティウス」というオリンピック・モットー等も再確認できる。憲章に書かれた以下の文言は、「スポーツとはなにか」を考える本書において非常に重要な考察対象となるために、長くなるが引用する。なお引用はJOCホームページの日本語訳版から行う。憲章の導入部分は以下のような文言で始まる。

「オリンピック憲章（OC）は、国際オリンピック委員会（IOC）により採択されたオリンピックズの根本原則、規則および付属細則を成文化したものである。憲章はオリンピック・ムーブメントの組織、活動および作業の基準であり、オリンピック競技大会の開催のための条件を定める。オリンピック憲章は本質的に三つの主要な目的を持つ。

a) オリンピック憲章は、憲法的な性格を持つ基本的な法律文書として、オリンピックズの根本原則とその根源的な価値を定め、想起させる。

b) オリンピック憲章はまた、国際オリンピック委員会の定款である。

c) オリンピック憲章はさらに、オリンピック・ムーブメントの主要三構成要素である、国際オリンピック委員会、国際競技連盟、国内オリンピック委員会と、オリンピック競技大会の組織委員会の主な権利と義務を規定する。これらの組織はオリンピック憲章を遵守する義務がある」。

次に、「オリンピックズムの根本原則」の中から引用する。

- 1 オリンピズムは肉体と意志と精神のすべての資質を高め、バランスよく結合させる生き方の哲学である。オリンピックズムはスポーツを文化、教育と融合させ、生き方の創造を追求するものである。その生き方は努力する喜び、良い模範であることの教育的価値、社会的な責任、さらに普遍的で根本的な倫理規範の尊重を基盤とする。
- 2 オリンピズムの目的は、人間の尊厳の保持に重きを置く平和な社会の推進を目指すために、人類の調和のとれた発展にスポーツを役立てることである。
- 3 オリンピック・ムーブメントは、オリンピックズムの価値に鼓舞された個人と団体による、協調の取れた組織的、普遍的、恒久的活動である。その活動を推し進めるのは最高機関のIOCである。活動は五大陸にまたがり、偉大なスポーツの祭典、オリンピック競技大会に世界中の選手を集めるとき、頂点に達する。そのシンボルは五つの結び合う輪である。
- 4 スポーツをすることは人権の一つである。すべての個人はいかなる種類の差別も受けることなく、オリンピック精神に基づき、スポーツをする機会を与えられなければならない。オリンピック精神においては友情、連帯、フェアプレイの精神とともに相互理解が求められる。
- 5 スポーツ団体はオリンピック・ムーブメントにおいて、スポーツが社会の枠組みの中で

含まれることを理解し、自律の権利と義務を持つ。自律には競技規則を自由に定め管理すること、自身の組織の構成とガバナンスについて決定すること、外部からのいかなる影響も受けずに選挙を実施する権利、および良好なガバナンスの原則を確実に適用する責任が含まれる。

6 このオリンピック憲章の定める権利および自由は人権、肌の色、性的指向、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国あるいは社会的な出身、財産、出自やその他の身分などの理由による、いかなる種類の差別も受けることなく、確実に享受されなければならない。

7 オリンピック・ムーブメントの一員となるには、オリンピック憲章の遵守およびIOCによる承認が必要である。

最後に、第1章「オリンピック・ムーブメント」(Olympic Movement)より、1「オリンピック・ムーブメントの構成と全般的な組織」には、

1 オリンピック・ムーブメントは、国際オリンピック委員会¹の最高権限と指導のもと、オリンピック憲章に導かれることに同意する組織、選手、その他の個人を包含する。オリンピック・ムーブメントの目的は、オリンピックズムとオリンピックズムの価値に則って実践されるスポーツを通じ、若者を教育することにより、平和でより良い世界の構築に貢献すること

である。

同章 2 「I O C の使命と役割」には、

「I O C の使命は世界中でオリンピズムを奨励し、オリンピック・ムーブメントを主導することである」。

6 「オリンピック競技大会」(Olympic Games) には、

1 オリンピック競技大会は、個人種目または団体種目での選手間の競争であり、国家間の競争ではない。大会にはN O C (筆者註。National Olympic Committee。国内オリンピック委員会) が選抜し、I O C から参加登録申請を認められた選手が集う。選手は当該I F (筆者註。International Federation。国際競技連盟) の技術面での指導のもとに競技する。

2 オリンピック競技大会は、オリンピックアード競技大会とオリンピック冬季競技大会からなる。雪上または氷上で行われる競技のみが冬季競技とみなされる。

そしてこの憲章の最後の章、第6章「対応措置と制裁、規律上の手続きと紛争の解決」59「対応措置と制裁」においては、

「オリンピック憲章、世界アンチ・ドーピング規程、試合の不正操作防止に関するオリンピック・ムーブメント規程、その他の規則に違反した場合、総会、IOC理事会あるいは下記規則2.4で明記する規律委員会が決定することのできる対応処置または制裁は以下の通りである」。

として、違反者への宣告、一定期間の資格停止、除外、承認の取り消し、失格、メダルおよび賞状の返還、追放、参加資格の喪失、大会からの除外、罰金、経済的支援の停止等の制裁が明記されている。

この憲章に基づきオリンピック・ムーブメントのひとつであるオリンピック競技大会が開催、運営され、開催都市において「レガシー」が引き継がれるように計画、実行することが求められている。ご興味のある方は、そもそもこの「レガシー」が提唱されるきっかけとなったIOC委員を巡る贈収賄事件等を受けて、二〇一四年一月に発表された、「オリンピック・ムーブメントの未来に向けた戦略的工程表」である「オリンピック・アジェンダ二〇二〇-20+20提言」(OLYMPIC AGENDA 2020 20+20 RECOMMENDATIONS)⁽⁴⁾、反倫理的行為とその懲罰を明

確にするために制定された「IOC倫理規定 二〇一六」(ETHICS)⁽⁵⁾ もあわせてご覧になられることをお勧めする。この倫理規定に基づき、IOCを筆頭とするすべてのオリンピック関係者達の反倫理的行為や言動が永遠に根絶されることを期待する。

では次節において、IOC、大会組織委員会を中心とする最新の「レガシー」計画を概観する。

註

- (1) 最新の「オリンピック憲章」(OLYMPIC CHARTER。二〇一七年九月一五日から有効)は、IOCのホームページ <https://www.joc.or.jp/olympism/charter/> から閲覧可能である。
- (2) 小笠原正、塩野宏、松尾浩也 編集代表『スポーツ六法 二〇〇九』 信山社、二四頁。
- (3) 「レガシー」という用語は、二〇〇二年一月にメキシコシティで開催されたIOC総会で、オリンピック憲章に追加された「(荒牧亜衣(二〇一三)「第三〇回オリンピック競技大会招致関連資料からみるオリンピック・レガシー」『体育学研究 第58巻 第1号』三頁)。
- (4) IOCのホームページ <https://www.joc.or.jp/olympism/agenda2020/> (検索を重視し、以下句点を省略)
- (5) 同右、<https://www.joc.or.jp/olympism/ethics/>

第2節 ッレガシーッ 計画の概観

IOCが二〇一三年に「OLYMPIC LEGACY」⁽¹⁾を発表した目的は、オリンピック競技大会の正当的価値と正統的価値を高め、オリンピック競技大会およびオリンピック・ムーブメント、またIOCの存在そのものへの反対感情を抑えることであった。同時に、今後もオリンピック競技大会を持続的に開催するためには、大会開催立候補都市に「レガシー」計画の提案を強く要請し、この計画提案が開催決定に大きな影響を持つことを示唆することであった。

この「レガシー」概念を規定した文言が「オリンピック・レガシーのタイプ」(TYPES OF OLYMPIC LEGACY)である(邦訳は筆者による)。

「競技大会は開催都市にスポーツだけではなく、社会的、経済的、環境的にも有益となる、いくつかものレガシーを残すことができる。開会式前に享受することもできる恩恵もあるが、大会終了後にも明確にならない恩恵もある。オリンピック・レガシーは、スポーツ、社会、環境、都市、経済の大きく五つのカテゴリーに分けられ、それらは有形もしくは無形のものとして残る。有形のオリンピック・レガシーは、開催都市の魅力を高め、都市住民の生活水準を向上させるスポーツへのあらたな関わり方、交通インフラ、都市の再生と美化である。

無形のオリンピック・レガシーは、例えば開催国家、国民としての誇りの増大、全体的な職業技能の革新と向上、開催者の一員としての満足感、国民的な文化や伝統の再発見、環境に対する関心や意識の向上等である」。

と述べた後に、スポーツ・レガシーの説明では、一九二二年のストックホルム大会で使用されたオリンピック・スタジアムが、現在まで一〇〇年間以上も主要なイベントが開催される重要な施設として使用され続けていると紹介し、以降、スポーツ、社会、環境、都市、経済の五カテゴリー別に各大会の「レガシー」を列挙しながら、オリンピック競技大会の必要性を訴求している。

この文章を始めとする各種のIOCのコメント等を考察した結果、首都大学東京の舛本直文らは、「オリンピック・レガシーとは『オリンピック開催を契機とした有形・無形の長期的で継続的な良い効果』ということに整理できる^②」、また仙台大学の荒牧亜衣は、「有形のレガシーがより長期的なものとなるためには、その推進力となるような無形のレガシーが必要である^③」と述べている。本書では、オリンピック・レガシーは、「オリンピック競技大会開催によってもたらされる、継続的で好ましい効果を与える事象」と考える。

日本国内においては二〇一一年に「特定非営利活動法人東京二〇二〇オリンピック・パラリンピック招致委員会」が設立され、二〇一三年に「第三二回オリンピック競技大会（二〇二〇／東京）」および「東京二〇二〇パラリンピック競技大会」（以下、東京二〇二〇オリンピック・パラ

リンピックと略す)の開催が正式決定した後、に招致委員会が解散され、現在の「公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会」(以下、大会組織委員会)が設立され、レガシー計画も継承された。日本における「レガシー」計画はIOCが提唱した五カテゴリーに沿う形で、大会組織委員会が中心となり策定・発表しているが、その他にもJOC (Japanese Olympic Committee)、公益財団法人日本オリンピック委員会)、JPC (Japanese Paralympic Committee)、日本パラリンピック委員会)、各種スポーツ競技団体、開催都市である東京都、文部科学省(スポーツ庁を含む)、国土交通省(観光庁を含む)他、各種経済団体、各種研究者ならびに学会、民間シンクタンク、広告会社やメディア等が、それぞれの視点から「レガシー」計画を策定・発表している。ご興味のある方は、それぞれの「レガシー」計画をご覧になられてはいかがでしょうか。

本書では多数の「レガシー」計画の中から、大会組織委員会が策定・発表している最新の「レガシー」計画、全七四ページの「東京二〇二〇 アクション&レガシープラン二〇一七」を概観する(大会組織委員会ホームページ内「アクション&レガシー」<https://tokyo2020.org/jp/games/legacy/>以下「プラン二〇一七」と略す)。

この「プラン二〇一七」は、「東京二〇二〇大会」の大会ビジョンである「スポーツには世界と未来を変える力がある」、その三つの基本コンセプト(全員が自己ベスト、多様性と調和、未来への継承)に基づき、スポーツ・健康、街づくり・持続可能性、文化・教育、経済・テクノロ

ジー、復興・オールジャパン・世界への発信という五本柱（テーマ）における最新かつ詳細な「レガシー」計画が書かれており、これらがすべて実現すれば、多くの東京都民と日本国民が、自分達の税金と商品・サービスの購入費の一部（企業協賛金の一部を形成）が投下された好ましい大会として誇れ、永く記憶に残る大会になるであろう。

だが、その「プラン二〇一七」の中には、納得できる現在のな、あらたなスポーツ概念は提示されていない。同様に「OLYMPIC LEGACY」においても、あらたなスポーツ概念は未提示のままである。それどころか、「OLYMPIC LEGACY」のスポーツ・レガシー分野では、ただ競技施設の長期間使用と競技者数、競技団体の増加等が紹介されているのみである。

こうしてIOCをはじめ、組織委員会等の「レガシー」計画を概観しても、オリンピック競技大会およびオリンピック・ムーブメントを根源的に形成、成立させている、あらたなスポーツの概念の定義は見当たらず、「スポーツとはなにか」を定義づけようとする継続的な研究や対話、討議等の計画立案と実現化が奨励されることも、その必要性さえも具体的には述べられていない（大会組織委員会の「アクション&レガシープラン二〇一七」内における一部の表記は除く）。

スポーツの現在のな、あらたな概念を明確に定義づけることもなく、果たしてこのままオリンピック競技大会およびオリンピック・ムーブメントや「レガシー」の討議を進めてよいのであるか。スポーツ概念の未定義状態は、「レガシー」という概念を未定義にしたままで各立候補都市が勝手気ままに「レガシー」概念を解釈し、好き放題に計画を立案・提出することと同じこと

である。概念規定が曖昧であれば、その概念に基づいた計画の立案基準（ガイドライン）が策定できず、レガシー^①に関する建設的な対話と議論は一向に進まないであろう。そのような事態を避けるために、IOCは、レガシー^②概念を定義しようとした。レガシー^③を考察する際の基礎的な考察、「スポーツとはなにか」という解を発見することは、それらの議論を根本から成立させるためにも、是非とも必要な作業である。

レガシー^④という言葉は、オリンピック競技大会およびオリンピック・ムーブメントを「善なるもの」、「望ましきもの」（価値あるもの）と考え、関係者に利益と便益をもたらすために大会を開催したければ、反対派を抑え込むためにも策定・発表しなければならぬ言葉として使われてきた。だが重要なことは、レガシー^⑤計画を考察する以前に、オリンピック競技大会およびオリンピック・ムーブメントそのものの「望ましき在り方」、「より善き在り方」を再考することであり、その再考に際しては、「在り方」の判断基準となるスポーツ概念そのものをまずは再考しなければならない。

註

(1) IOCのホームページ <https://www.olympic.org/olympic-legacy>

(2) 舛本直文、本間恵子（二〇一四）「無形のオリンピック・レガシーとしてのオリンピックの精神文化」『体育・スポーツ哲学研究 第36巻 第2号』一〇〇頁。

(3) 荒牧亜衣(二〇一三)「第三〇回オリンピック競技大会招致関連資料からみるオリンピック・レガシー」三頁。

第3節 仮説としての、あらたなスポーツ概念の提示

みなさんは既に「スポーツは、競技関係者達のみによって行われる」という見解の間違ひにお気づきだと思う。それは例えば、みなさんの多くが競技関係者(競技者、競技指導者、競技協会・連盟、ボランティア)として「東京二〇二〇オリンピック」に参加しなくても、既に十年間以上も大会の開催に強いご関心を持たれてきた(いる)ことから明らかであろう。

二〇一一年から始まった正式な大会誘致活動、二〇一三年の開催決定(アンダーコントロール、おもてなし)、その後の各種計画の進捗(ロゴマーク、国立競技場、築地市場の移転問題)、二年後の開催(観戦チケットや喧噪のご心配)、終了後(祭りの後の経済状況の悪化)等と、この大会に何らかのご関心を持たれ、知らず知らずのうちにご自身が、あるいは競技関係者以外の多数の人々がオリンピックに、そしてスポーツに関わってきたことをご理解されているだろう。

現在のスポーツには多種多様な人々が、それぞれの想いを抱き多様なスタイルで関わっている。例えば野球を競技することはないが、会社の同僚達と「東京ドーム」でプロ野球のゲームをビールを飲みながら観戦する、あるいは自宅のテレビでテニスの「ウィンブルドン選手権」を観戦す

る、スポーツくじ「lotto」を購入しゲーム結果をドキドキしながらチェックする、フランスのプロサッカーリーグを研究や教育の素材にする、競馬ゲームをスマートフォンで楽しむ、USAのプロバスケットボールリーグ「NBA」のスターを広告キャラクターにした時計を販売する、ボクシングのトレーニングをエクササイズに改良しスポーツジムの看板メニューにする、市のスポーツ行政としてマラソン大会を主催する等、さまざまな役割、目的、行為によってスポーツに関わっている。

また同時に一人の人間としても、さまざまな形でスポーツに関わっている。例えば、ウィークデイは医療品メーカーの営業として全国の大学の柔道部に医療品を届け、週末はラグビーチームで競技する、帰宅後はゴルフトーナメントをテレビで観戦する、あるいは、かつてはアマチュアサッカーの競技者であったが、その後プロサッカークラブの株主になり、現在は県知事としてスポーツ行政に関わる等、一個人としてもスポーツとの関わり方を変えながら多くの人々がスポーツに多様に関わっている。このように多くの人々が多様に関わるスポーツをいかに定義するのか。そのための前提として確認すべき点は、スポーツと身体活動、体育、武道はまったく異なる営為（行為）だということである。それらの日本語をそれぞれ、例えば英語に翻訳あるいは逆翻訳すれば、その違いがより明らかになる。

スポーツは Sport⁽¹⁾、身体活動は Physical Activities、体育は Physical Education である。身体活動は、「生き続けよう」、未来に向けて「いま、ここ」⁽²⁾を超越しようとする無意識、意識的な生

命活動であり、体育は**身体教育**の略であり、**身体**の構造知見（知識と見識）に基づき、スポーツ等を題材にしながら、「より善く生きるための」**身体的動作や行為**、他者との**身体的関係性**を教え学ぶ教育であり（学校体育以外にも、家庭や地域における体育がある）、**武道は元来、大乘仏教**、特に**武士の間に膾炙した禅宗**の影響を受け（後には神道、儒教的思考等とも融合する）、**術・武芸の修行**を通じて**煩惱（執着、欲望、怒り等）を消し去り、「ブツダになること」（＝目覚めること、悟りを得ること、涅槃に到達すること）を目的とした営為**であり、それらの営為は、**そもそも日常生活の退屈さや、労働からの逸脱や解放（気晴らし）を目ざし、楽しみを追求する「遊び」を最根源の動因とするスポーツとは大きく異なる。**

例えば**自宅周辺をただジョギング**することは**身体活動**であり、**身体**の構造や機能、健康概念に基づき**ジョギングの効果**を学び教えることは**体育**である。ジョギングを例えば、**一〇〇〇m走のゲーム**として**発展させ競技規則を創り、多数の人間がそのゲームに参加し、より多数の人間が一〇〇〇m走ゲームの継続的開催を求め長期間にわたり大会等として制度化されたものがスポーツ**である。

重要な点は**スポーツ、身体活動、体育、武道は、その目的がまったく異なる営為**であるため、**どの営為が最上位の価値を持つのか**という議論が成立しないことである。**どの営為を選択するかは、すべて選択者の価値判断による。**そして**どの営為も、その根源には死を前提とした、生き**ている間に「より善く生きたい」という強烈な、誰からも否定される事由がない**エロスの欲望**

あとがき

本書の出版にあたり、人生の師である桂木行人さん、論創社の森下社長、本原稿を何度もご丁寧に査読いただき、数々の適確なご指摘をいただいた恩師である同志社大学名誉教授の工藤和男先生、修士論文のご担当教員であった兵庫教育大学の森田啓之先生、大学院修士課程の同級生であった芦屋大学の金相煥先生、本書および修士論文のために貴重な時間を割いていただき、快くインタビューに応じていただいたシェイ・フットボールクラブ・ジャパン(株)利重孝夫代表、BLUE UNITED Co. 中村武彦代表、利重代表を紹介していただいた名古屋OJ A片桐正大代表に心から御礼申し上げます。

本書が照射したいと願うのは、希望と可能性に満ち溢れた輝かしき未来です。未来に生きる生者への贈り物として、また愛してやまないわが妻、父、母を始めとする多くの死者へ、そして多くのお世話になった方々、愛する友人達と弟に、本書を花として捧げます。

著者

島田哲夫（しまだ・てつお）

スポーツ哲学研究者。1962年生まれ。同志社大学文学部（哲学・倫理学専攻）卒業後、出版社、広告会社、国内外合計14のプロサッカークラブのマーケティング、経営業務に従事。兵庫教育大学大学院修士課程修了、大学教員を経て現在に至る。著書『新発想「日本型市民スポーツクラブ」の創り方—市民遺産としての省察』（ぶんか社、2007年）。

スポーツ哲学入門——オリンピック・レガシーのために

2018年6月20日 初版第1刷印刷

2018年6月30日 初版第1刷発行

著者 島田哲夫

発行者 森下紀夫

発行所 論創社

東京都千代田区神田神保町 2-23 北井ビル

tel. 03 (3264) 5254 fax. 03 (3264) 5232

web. <http://www.ronso.co.jp/>

振替口座 00160-1-155266

装幀／奥定泰之

組版／KG スカイ

印刷・製本／中央精版印刷

ISBN978-4-8460-1736-1 ©2018 Printed in Japan